

## 令和4年度 第2回 大阪市行政不服審査会 議事次第

令和4年10月6日（木曜日）午後4時～午後5時

本庁舎屋上階 P1会議室

開 会

- 1 答申書の構成に係る意見交換
- 2 職権送付に係る意見交換

閉 会

[ 資料一覧 ]

資料1 出席者名簿

資料2 意見交換課題1

資料3 意見交換課題2

大阪市行政不服審査会 出席者名簿

< 委 員 >

海 道 俊 明	関西大学大学院法務研究科准教授
北 川 豊	弁護士
榊 原 和 穂	弁護士
櫻 井 多 美	税理士
常 谷 麻 子	弁護士
永 井 秀 人	弁護士
野 村 宏 子	税理士
畠 田 健 治	弁護士
平 松 亜 矢 子	弁護士
丸 山 敦 裕	関西学院大学大学院司法研究科教授
森 本 勝 志	税理士
吉 岡 奈 美	税理士

(敬称略：50音順)

< 事務局 >

【総務局】

巽 功 一	総務局行政部長
川 田 殖 久	総務局行政部行政不服審査担当課長 (欠席)
白 子 和 希	総務局行政部行政課担当係長
伊 藤 翔 太	総務局行政部行政課

【財政局】

小 林 伸 行	財政局税務部税務不服審査担当課長
坂 本 尚 子	財政局税務部管理課担当係長

## 課題1 答申書の構成について

令和4年6月付けで、総務省行政管理局より示されている「行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理マニュアル」（以下「総務省マニュアル」という。）が改訂された。その中で、答申書の構成例が詳細に示されたが（従前は項目のみの提示で本市答申の構成は概ねそれと同じ）、その構成は現状の答申書の構成と大きく異なるところである（下表参照）。

本マニュアルは、本市行政不服審査会の運用を縛るものではないことはもちろんであるが、示されている答申書の構成例は判決の構成に近く、全国的に統一された構成とすることで、他都市の答申との比較が容易となり市民にとっても利益となると考えられることから、特段の反対意見がなければ、今後、総務省マニュアル記載の構成とすることとする。

委員の皆様には、①いつから変更するか、②マニュアル例を採用するにあたっての注意点についてご意見をいただきたいと思います。

総務省マニュアル	現状
第1 結論 [付言も記載する。]	第1 審査会の結論 [結論のみ記載している。]
第2 事案の概要等 1 事案の概要 [処分の根拠や審査請求人の主張を端的にまとめる。] 2 手続の特記事項 [審理手続の併合があれば記載する。]	第2 審査請求に至る経過 [申請等から審査請求までを時系列で記載している。]
第3 事実関係 1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等） [根拠法令や審査基準等を記載する。] 2 処分の内容及び理由 [処分庁の事実認定や法適用について記載する。] 3 審理員による審理手続及び調査審議の経過	第3 審理員意見書の要旨 [審理員意見書の内容をほぼそのまま記載している。なお、税務部会は、審理関係人の主張の要旨を別に記載している。]  第4 調査審議の経過 [諮問書の受理から最後の調査審議まで審

<p>[審査請求から審査会での調査審議まで記載する。]</p> <p>第4 審理員意見書の要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 審理段階における審理関係人の主張</li> <li>2 審理段階における論点整理</li> <li>3 審理員意見の理由</li> </ol> <p>第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 審査請求人の主張の要旨 [審査請求人の主張と事実を区別して記載する。]</li> <li>2 審査庁の主張の要旨 [審査庁の主張と事実を区別して記載する。]</li> </ol> <p>第6 論点整理</p> <p>[職権主義に留意し、不足する論点を補いつつ、論点になる内容とその理由を記載する。]</p> <p>第7 答申の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定した事実 [認定した事実について証拠を含めて記載する。]</li> <li>2 論点に対する判断 [処分の根拠法令に対応する論点についての該当性等を記載する。]</li> </ol> <p>第8 まとめ</p> <p>(第9 付言)</p> <p>[項目を設けて付言を記載する。]</p>	<p>査会における調査審議の経過を時系列で記載している。]</p> <p>第5 審査会の判断</p> <p>[審理員意見書を補う形で審査会の判断を記載している。]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

## 案の1

構成の変更については審理員意見書も同様であり、答申書は審理員意見書を引用しているところも多いことから、まず審理員意見書を新構成に変更し、新構成の審理員意見書で諮問されたものから答申も新構成とする（スケジュールは下記参照）。

（参考）審理員意見書の新構成への変更スケジュール案

令和5年1月頃…経過規定を設けて総務省ガイドライン（審理員等向けマニュアル）の提示

令和5年7～8月頃…新構成を前提にした研修の実施

令和5年9月以降に審査請求があった事件から審理員意見書を新構成に

## 案の2

審理員意見書の変更を待たずに、答申から先行して新構成とする。

## 案に関する説明

本課題については、事実上の開始時期の問題であるので、場合により、部会ごとに判断することも一案と考えています。

なお、時間があれば、下記の点についてもご意見をいただければと思います。

- ・証拠についてどのような記載とするか（例えば、別表で証拠リストのようなものを作成し、甲1等付番する。）

参考条文

行政不服審査法

(裁決の方式)

第五十条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

一 主文

二 事案の概要

三 審理関係人の主張の要旨

四 理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

(略)